

令和4年4月27日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

設工認申請及び使用前確認申請の手続きについて

令和2年12月23日の審査会合において、設工認申請及び使用前確認申請の手続きとして、以下の内容を説明している。

- ・ 金属キャスクは、同一型式のものを長期に亘って順次貯蔵していくことから、設工認では、基数を記載せず型式毎の申請を行う。
- ・ 使用前確認申請についても、認可された型式毎に基数を記載せずに申請することとし、1基目の使用前事業者検査の終了をもって確認証を取得することとしたい。2基目以降については、使用前事業者検査を行う。

昨年11月12日に行った分割2回目の設工認変更申請では、上記説明の通り、金属キャスクの基数を記載せず型式毎としてBWR用大型キャスク(タイプ2A)を記載した。

今回の設工認の認可を頂いた場合、金属キャスクの認可範囲としては、将来設置分も含めたBWR用大型キャスク(タイプ2A)全体と解釈しており、使用前確認対象も同じ範囲になると考えている。しかしながら、今後タイプ2Aを設置していく限りにおいては、1基目と2基目以降で同一のものであることから、1基目で確認証をいただくこととし、2基目以降使用前確認が不要とすることについては、貯蔵規則第8条第4号(使用前確認を要しない場合)の適用を受け、原子力規制委員会殿より、2基目以降の使用前確認が不要である旨のご指示をいただきたい。

以上